

令和7年

第7回 農業委員会総会（月例会）議案

令和7年6月9日

前橋市農業委員会

## 令和7年 第7回 農業委員会総会 議事録

- ・開会日時 令和7年6月9日 午後1時58分
- ・閉会日時 令和7年6月9日 午後3時59分
- ・開催場所 議会庁舎3階301会議室
  
- ・出席委員（21人）

1番 石村 利夫	2番 澁澤 聖一	3番 小堀 清	4番 星野 和幸
5番 松島 敏男	6番 伊能 良雄	7番 関 けい子	8番 横室 辰雄
9番 坂本 忠	10番 井田 健	11番 平野 豊一	12番 須賀 民雄
13番 阿久津 昌枝	14番 松田 智之	15番 茂木 啓二	17番 奥野 芳男
18番 伊藤 晴夫	19番 山口 かず子	20番 狩野 富一	22番 石井 真帆美
23番 町田 祐介			
  
- ・欠席委員（3人）

16番 栗原 博	21番 小林 要	24番 猪岡 正一
----------	----------	-----------
  
- ・事務局出席者  
事務局長 関沼 明也 副参事 井草 依早子 局長補佐 高山 幸治 係長 山田 正史  
副主幹 阿久澤 強 副主幹 望月 優至 副主幹 田部井 絢子 主任 田中 惇也  
主事 山崎 佑香 主事 濱上 裕香
  
- ・付議事件  
議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第30号 農地法の規定による許可の取消しについて（5条）  
議案第31号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について（5条）  
議案第32号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第34号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の決定について
  
- ・協議事項  
(1) 遊休農地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について  
(2) 令和7年度新規就農者奨励金の交付について  
(3) 令和6年度農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について
  
- ・報告事項  
(1) 農地法第4条の規定による届出書の受理状況について  
(2) 農地法第5条の規定による届出書の受理状況について  
(3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について  
(4) 農地転用等の意見聴取の結果について

事務局長

それでは、これより令和7年第7回農業委員会総会を開催いたします。開会に先立ちまして、澁澤会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長  
事務局長

◇(挨拶)

ありがとうございました。続きまして、本日の出席状況について報告いたします。本日の欠席通告者は、16番 栗原 博委員、21番 小林 要委員、24番 猪岡 正一委員の3名であります。従いまして在任委員24名中21名の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことをご報告申し上げます。なお、本総会は一般公開となりますので、傍聴者がいる場合は随時受付をさせていただきますことをご了承ください。ここからは、会議規則第5条の規定により、会長が議長となり会議を進めることとなりますので、澁澤会長よりお願いいたします。

議 長

それでは、令和7年第7回農業委員会総会を開催いたします。初めに前橋市農業委員会総会会議規則第25条第3項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。15番 茂木 啓二委員、17番 奥野 芳男委員、をお願いいたします。なお、総会での発言については、会議規則に基づき、挙手をして自己の議席番号及び氏名を告げ、議長の許可を求めてから発言をお願いします。発言は審議に関するものとし、要点をおさえ、簡潔にお願いします。特に議題外にわたったり、議題そのものの範囲を超えたりしないようご注意ください、議事のスムーズな進行にご協力をお願いします。

議 長

それでは、議事に入ります。議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1番から12番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

田部井副主幹

◇(説明)

議 長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

10番委員

整理番号10番ですが、申請地の面積が小さいのですが、譲受人が隣接地を所有しているのか。

田部井副主幹

こちらの申請は譲受人が隣接地を所有しています。

18番委員

整理番号1番、2番は新規就農とのことだが、本人からの申請でしょうか。

阿久澤副主幹

本人からの申請です。

11番委員

整理番号7番は、三つ葉の栽培をしている会社だと思うが、米もやっているのか。

田部井副主幹

もともとお米も栽培しております。

議 長

他にご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号12番は、5条申請と関連があるため後に一括して審議を行うこととし、整理番号1番から11番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇

◇(挙手)

議 長

全員賛成でありますので、議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請については、整理番号1番から11番を許可とすることに決定いたします。

議 長

次に、議案第30号農地法の規定による許可の取消し第5条許可について、整理番号1番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

望月副主幹

◇(説明)

議 長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

20番委員

取消の理由はなんですか。

望月副主幹

申請地で別の計画が進んでいるため、今回の申請は取消しになります。

議 長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇

◇(挙手)

議 長

全員賛成でありますので、議案第30号農地法の規定による許可の取消し 第5条許可については、整理番号1番を承認とすることに決定いたします。

議 長

次に、議案第31号 農地法の規定による許可後の計画変更申請 第5条許可について、整理番号1番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

望月副主幹

◇(説明)

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

◇◇◇

議長

◇(意見、質問等なし)

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇

議長

◇(挙手)

全員賛成でありますので、議案第31号農地法の規定による許可後の計画変更申請 第5条許可については、整理番号1番を承認とすることに決定します。

議長

次に、議案第32号 農地法第4条の規定による許可申請について、整理番号1番から5番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

山崎主事

◇(説明)

議長

整理番号4番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。

調査班長  
(15番委員)

整理番号4条の4番、営農型太陽光発電施設、令和3年に許可を受け、一時転用期間3年を迎える令和6年の更新時に単収要件が達成されなかったため1年間の一時転用としていた事案の更新手続きです。現地・面接調査案内図は、1ページから18ページです。申請地は、前橋市大室公園から北東約800mに位置する、農用地区域内の農地です。現地案内図は4ページです。面接には、申請人が来られました。現地調査の結果、営農型発電施設の下部の農地全面の大半が防草シートのようなもので覆われており、防草シートの一部に穴を開け、柿の苗木が植えられました。昨年更新時に植えた柿については、苗木が枯れてしまったものもあり、前回更新時よりも本数は少なくなっていました。単収8割を確保できるだけの本数は確認できませんでした。申請人に確認したところ、申請地は、昨年の更新後、管理を行っていたとのことで、柿の本数を増やす、他の作物を作付けする等の、営農型太陽光発電の基準を満たす努力は行っていないとのことです。今後の営農計画についてですが、柿の本数を増やす予定はないが、何を作付けするかも決まっていないような状況でした。申請地は営農型太陽光発電施設の基準を満たしているとはいえ、面接調査で今後の営農計画が確認できなかったことから、今回は保留とし、営農計画が整った段階で判断できればと考えます。よって、調査班としては、保留と判断しました。

山崎主事

(事務局 補足) 本件における審査内容について事務局からご報告いたします。調査班長より報告がありましたが、申請人から今後の営農計画が示されず、営農計画書等の必要書類が整わないため、今回は保留をお願いします。なお、面接終了後、申請人から営農計画を変更したいとの申し出があったため、6月中に変更した営農計画書を再度審査、7月の調査班にて再度説明を求めることで話を進めています。一時転用の期間は過ぎてしまい違反状態となりますが、今回はやむを得ず保留とし、次回、新たに提出された営農計画により判断できればと考えます。ご報告は以上になります。

◇◇◇

議長

◇(意見、質問等なし)

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号4番を保留とし、整理番号1番から3番、5番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇

議長

◇(挙手)

全員賛成でありますので、議案第32号 農地法第4条の規定による許可申請については、整理番号4番を保留とし、整理番号1番から3番、5番を許可とすることに決定いたします。

議長

次に、議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号1番から35番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

望月副主幹

◇(説明)

議長

なお、整理番号18番、25番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。

調査班長

ご報告いたします。整理番号5条の18番、賃貸借、店舗(ドラッグストア)の申請です。現

(15 番委員)

地・面接調査案内図は、19ページから26ページです。申請地は、時沢小学校から南西約950mに位置し、北側は農地、西側は主要地方道前橋赤城線、東側は道路、南側は、農地に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第2種農地です。現地案内図は、23ページをご覧ください。面接には申請法人の関係者及び申請代理人が来られました。申請事由ですが、店舗を新築し、駐車場65台分を整備したく申請をするものです。申請法人は、福岡に本社を置き、ドラッグストアの経営を中心にクリニック開業支援なども行っている法人で、全国でドラッグストアを約1,600店舗ほど営業しているとのこと。店舗の従業員は30人弱、営業時間は10時～21時、1日あたりの来客者数は、1,200人、年間の売上額は、6億円を見込んでいるとのこと。賃借の期間は、35年間です。土地の造成は、南西の一角が西側道路の高さに合うように南に向かって緩やかな傾斜をつけて整地し、全体的にアスファルト舗装を行うとのこと。排水関係ですが、汚水・雑排水は公共下水に接続します。雨水は申請地内南側にU字溝を設置し、雨水最終枡を通し東道路側溝に放流するとのこと。また、駐車場に照明灯を設置しますが、周辺農地に影響が無いように内側を照らすように設置するとのこと。また、来客者の安全を考慮し、周囲には高さ1mのメッシュフェンスを設置します。

続きまして、整理番号5条の25番、売買、営業倉庫の申請です。現地・面接調査案内図は、27ページから34ページです。申請地は、市立山王小学校から南西約320mに位置し、北側は宅地、西側、東側、南側は水路に囲まれた10ha以上の広がりがある第1種農地です。第1種農地は原則として転用できませんが、例外規定の「既存の施設の拡張」で、拡張に係る部分の敷地面積が既存の施設の面積の1/2を超えないものに該当します。現地案内図は、31ページをご覧ください。面接には申請代理人が来られました。申請事由は、当社は令和元年10月に営業用倉庫を建設して倉庫業を開始しましたが、取り扱う物品の学生服の急激な増加に伴い、既存の倉庫では荷主の要望に応えきれなくなっているため、既存倉庫を拡張し、事業の拡大と効率化を図りたく申請します、とのこと。会社の主な事業内容は物流倉庫業、従業員数は83人、主に中学生、高校生の学生服を季節によって仕分けをし、保存管理をする業務だそうです。増設の倉庫も同じ業務とのこと。倉庫への1日のトラックの搬入台数は、10t車が20台くらいとのこと。土地の造成は、南に向かって緩やかな傾斜をつけて整地し、全体的にアスファルト舗装を行うとのこと。新設倉庫へのトラックの進入経路は東側の既存施設の北側を通り、敷地内に入ります。周辺の農地、農作物への影響等に対する被害防除対策については、雨水処理は構内南側に設置する地下式雨水浸透貯留槽で処理し、オーバーフロー分を南側の水路へ排水します。照明設備は防犯灯程度のものを設置しますが、周辺農地に影響が出ないように配慮するとのこと。西側と南側は1.2mのフェンスを設置するそうです。以上のことから、調査班としては、倉庫の必要性が確認でき、被害防除対策が取られていることから、許可相当と判断いたしました。以上です。

議長

以上で事務局の説明及び調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

20番委員

整理番号24番の計画について、何棟建てるのか、道路や排水の計画はどのようにするのか。

望月副主幹

建物8棟、位置指定道路、道路に側溝を設けて、東側の既設に排水します。

10番委員

整理番号1番の申請地は会社から近いのですか。

望月副主幹

近くはありません。

議長

他にご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号35番は、3条申請と関連があるため後に一括して審議を行うこととし、整理番号29番を保留とし、整理番号1番から28番、30番から34番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇

◇(挙手)

議長

全員賛成でありますので、議案第33号農地法第5条の規定による許可申請については、整理番号29番を保留とし、整理番号1番から28番、30番から34番を許可とすることに決定いたします。

議 長	続いて、先に審議を保留にしました農地法第3条の整理番号12番、農地法第5条の整理番号35番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
田部井副主幹	◇(説明)
望月副主幹	◇(説明)
議 長	なお、農地法第3条の整理番号12番、農地法第5条の整理番号35番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。
調査班長 (15番委員)	ご報告いたします。整理番号3条の12番、整理番号5条の35番営農型太陽光発電施設、令和3年に許可を受け、一時転用期間3年を迎える令和6年の更新時に単収要件が達成されなかったため1年間の一時転用としていた事案の更新手続きです。現地・面接調査案内図は、35ページから55ページです。申請地は、前橋市大胡総合運動公園から北北東約1.3kmに位置し、東は宅地、西と南は畑、北は市道に囲まれた、農用地区域内農地です。現地案内図39ページをご覧ください。面接には、発電事業者と営農者及び代理人 行政書士が来られました。現地調査の結果、下部の農地には、ブルーベリーが植えられていました。営農状況は去年の更新時に比べ一部改善されており、ブルーベリーが40本ほど作付けされており、不十分ではありましたが、除草管理はされていました。ただし、3.5m間隔で定植した場合、下部農地の面積に対し、適正な本数は60本ほどとのことで、不足分は、来年の2月の休眠期に定植する予定とのことです。現在の営農者は、昨年からの依頼を受けて除草等の管理を行っている茨城県の農業法人でブルーベリーの栽培経験もあるとのことでした。法人の担当者を中心に地元の農業者を雇って発電事業者の圃場を専門に管理するとのことでした。調査班としては、一時転用の期間を、1年間としていること、収量確保のため本数を増やす計画もあることから、1年間の間に法改正後の基準に見合った営農状況に改善することを条件に許可相当と判断したいと考えます。
議 長	以上で事務局の説明及び調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。
13番委員	地元の人を雇って営農をする、とありますが、今後ですか。
望月副主幹	今も既に雇って作業してもらっている。2月より除草から管理をしていただいていると聞いております。
18番委員	今のお話を聞いていると、管理するだけではなく、収穫して営農と言えらると思うのですが。収穫をして、8割の単収をあげることに疑問なのですがどうでしょう。
望月副主幹	今回の農地なのですが、去年3年更新で申請が上がってきて、このような状況だったので、3年間ではなく、1年間様子を見ましようとのことで許可しました。前回と全く様子が変わっていません。今回は代理人さんが動いてくれて、3班の委員さんの適格なご指導の下、営農にむけて、ブルーベリーの適正な本数管理など改善が見られました。来年には営農状況がクリアできるのではないかと判断のもと1年間、状況が良ければ3年間、というイメージでお話の方はさせていただきます。
4番委員	桐生の方が茨城の法人に依頼して作業を行っているが、桐生の方は面接に来ていないようですが、営農の責任者はどなたですか。
望月副主幹	営農をしている方に来ていただきましたかったのですが、代理人を通して、聞き取りが必要な人に面接しました。営農については、今後県に相談しながら、文書指導、勧告、売電ストップ等、厳しく対応したいと思っています。
議 長	ご意見等ございませんか。農地法第3条の整理番号12番、農地法第5条の整理番号35番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇◇◇	◇(挙手)
議 長	全員賛成でありますので、農地法第3条の整理番号12番、農地法第5条の整理番号35番を許可とすることに決定いたします。
議 長	なお、3,000㎡を超える許可処分及び営農型太陽光発電施設の下部農地の面積が3,000㎡を超える許可処分については、群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴いて、意見が

「異存なし」と答申のあったものについて、会長専決により許可書を交付することになりますので、ご承知おき願います。

議 長

次に、議案第34号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の決定について、審議に入ります。事務局の説明を求めます。

阿久澤副主幹

◇(説明)

議 長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

11番委員

規模拡大する農家さんだけ使える制度ですか。

阿久澤副主幹

認定農業者等が使える制度です。

23番委員

権利取得が7か月後になるが、その間は誰が管理するのか。

阿久澤副主幹

公社に確認したところでは、権利取得の前でも買い手が耕作していいとのことですが、お互いの話し合いになると思います。

議 長

他にご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。議案第34号について、原案を決定とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇

◇(挙手)

議 長

全員賛成でありますので、議案第34号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の決定について、原案を決定いたします。

議 長

次に、協議事項(1)、遊休農地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、協議をお願いします。事務局の説明を求めます。

濱上主事

◇(説明)

議 長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇◇◇

◇(意見、質問等なし)

議 長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。協議事項(1) 遊休農地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、整理番号1番、2番を非農地とすることに承認の方の挙手を求めます。

◇◇◇

◇(挙手)

議 長

全員賛成でありますので、協議事項(1) 遊休農地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、整理番号1番、2番を非農地とすることを承認することに決定いたします。

議 長

次に協議事項(2) 令和7年度 新規就農者奨励金の交付について、協議をお願いします。事務局の説明を求めます。

阿久澤副主幹

◇(説明)

議 長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

23番委員

新規就農者は富士見地区に多いようだが、要因などがわかれば教えてほしい。

阿久澤副主幹

農地が借りやすいのが要因のひとつだと考えます。

9番委員

60歳を超えている人がいるが、年齢要件はありますか。

阿久澤副主幹

令和2年4月1日以降に就農した年齢が60歳以下なら対象になります。

議 長

他にご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。新規就農者奨励金の交付について、原案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇

◇(挙手)

全員賛成でありますので、協議事項(2) 令和7年度 新規就農者奨励金の交付について、原案を承認することに決定いたします。

次に、協議事項(3) 令和6年度 農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、協議をお願いします。

事務局の説明を求めます。

井草副参事

◇(説明)

山田係長

◇(説明)

高山補佐

議 長

◇◇◇

議 長

◇◇◇

議 長

議 長

議 長

議 長

◇ (説 明)

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

◇ (意見、質問等なし)

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。協議事項(3)について、原案を決定とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇ (挙 手)

協議事項(3) 令和6年度 農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、原案を決定いたします。

次に、39ページ以降の報告事項ですが、報告事項(1)から(3)までの内容は、

(1) 法第4条の届出書の受理状況	5件
(2) 法第5条の届出書の受理状況	16件
(3) 法第18条第6項の規定による通知書の交付状況	10件

また、報告事項(4)は、第6回総会において許可とした、法第5条の農地転用2件について、群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見が「異存なし」と答申がありましたので、会長専決により許可書を交付しておりますので、後ほどご覧ください。

それでは、以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、『総会を閉会』といたします。

